

京都市指定給水装置工事事業者リスト（上京区）

※50音順
※電話番号・FAX番号・営業日等・業務内容について、掲載を希望しない事業者及び情報提供のない事業者についてはNとしています。
※リストの下に記載の注意点をご覧ください。

令和7年4月1日現在

指定 番号	指定工事事業者名	所 在 地	電話番号	FAX番号	営業日（上段） 営業時間（下段）	休業日	業務内容								※1
							新設・改造工事	修繕							
								配水管・ 水道メーター	水道メーター・ 呼び給水装置	蛇口 （混合水栓等）	トイレ	屋内配管	給水管 （埋設部）	受水槽	
910	アーネストワークス株式会社	上京区下長者町通六軒町西入利生町288-1	075-468-3889	075-468-3258	月～金 午前9時～午後5時	土日、祝日、年末年始、盆休み	×	○	○	○	○	○	○	○	
197	株式会社えびす建設	上京区室町通武者小路下る福長町520	075-451-3986	075-431-3660	月～土 午前9時～午後5時	日、祝祭日	○	○	○	○	○	○	×	×	
22	大西工業株式会社	上京区中長者町通新町西入仲之町284-1	075-451-3123	075-432-2874	月～土 午前8時30分～午後5時30分	日、祝日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
222	岡本設備	上京区仁和寺街道御前通西入下横町202-19	075-461-6564	075-461-6561	月～土 午前8時～午後6時	日、年末年始（12月29日～1月3日）	×	○	○	○	○	○	×	×	
272	株式会社かつらぎ	上京区下立売通千本東入田中町468	N	N	N N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	
1168	カワサキ浴槽	上京区下立売通日暮東入浮田町601	075-821-1441	075-841-1747	月～土 午前9時～午後6時	日、祝日、年末年始	×	○	○	○	○	○	×	×	
938	株式会社玄塚田中設備	上京区黒門通中立売下る榎町392-5	075-205-2496	075-205-2496	月～土 午前9時～午後5時30分	日、祝日	○	○	○	○	○	○	×	○	
78	株式会社鈴木工業所	上京区小川通一条上る革堂町586	075-432-0166	075-432-0169	月～土 午前8時～午後5時	日、祝日	○	○	○	○	○	○	○	○	
508	株式会社セラ中央	上京区猪熊通丸太町上る木屋之町493-3	075-801-4141	075-821-4107	月～土 午前8時30分～午後5時30分	第3土、日、祝日、年末年始、盆休	×	○	○	○	○	○	○	○	
1075	株式会社東海工業所	上京区烏丸通鞍馬口下る東入上御壺中町452番地3	075-441-1458	075-415-1213	月～土 午前9時～午後5時	日、祝日、年末年始	N	N	N	N	N	N	N	N	
258	有限会社トラスト	上京区西洞院通丸太町上ル夷川町384-2	075-256-8655	075-256-8656	月～土 午前9時～午後5時	日、祝日、年末年始	×	○	○	○	○	○	○	○	
113	株式会社中西川工業所	上京区仁和寺街道六軒町西入四番町121-3	075-461-2305	075-464-1305	月～土 月～金：午前8時30分～午後5時、土：午前8時30分～午後2時30分	日、祝日	○	○	○	○	○	○	○	○	
1177	ほくさん京都サービスセンター今出川店	上京区今出川通寺町西入大原口町209-1	075-231-8653	075-231-8657	月～土 午前9時～午後5時	日、祝日	×	○	○	○	○	○	×	×	
1103	雅設備	上京区大宮通寺之内1丁下る西入伊佐町192番地5	075-441-0631	075-441-0631	月～土 午前9時～午後5時	日祝日、年末年始	×	○	○	○	○	○	×	×	
982	室田設備	上京区下立売通御前通西入突抜町430-22	075-406-5414	075-468-4177	月～金 午前8時～午後5時	土日、祝日、年末年始（12月28日～1月3日）、盆休み（8月13日～16日）	○	○	○	○	○	○	○	○	

○「京都市指定給水装置工事事業者」とは、京都市内で水道の工事を京都市の基準に合わせて適正に行うことができる工事業業者です。

※指定要件は全国一律に定められています。**京都市上下水道局が特定の事業者を推奨するものではありません。**

このリストは事業者へのアンケートに基づき作成しています。

営業日等や業務内容は最新の情報ではない場合がありますので、詳細は各事業者にご確認ください。

※1

この列に○印のある業者は、「漏水修繕事業者」として当局に登録し、局が水道メーター下流側の**緊急の漏水修繕**に関して問い合わせを受けた際に、紹介を希望する指定工事業業者です。

この業者であっても不在の場合や、緊急対応が難しい場合があることをご了承ください。

なお、この欄に○印が無い業者でも、業務内容の箇所に○印がある項目については、京都市の基準に合わせて水道工事を適正に施工することができます。

この業者との契約についても、**お客さまと指定工事業業者との契約になります**。上下水道局が関与するものではありません。

緊急の工事であっても、後のトラブルを避けるため、次のことに十分ご注意ください。

- ・工事着手前に施工方法、所要時間、概算額について十分な説明を受けてください。
- ・工事施工中は立会い、不明な点はその場で確認してください。
- ・追加工事が必要と言われた場合は、その理由と追加費用の概算額を必ず確認してください。
- ・請求額に納得ができない場合は、請求額の内訳の提示を求め不明な点を確認してください。



工事はお客さまと指定工事業業者との契約になります。
トラブルを防ぐため、次のことに十分ご注意ください。
・事業者ごとに出来る工事と出来ない工事があります
・上水と下水では指定制度が異なるので
**指定給水装置工事事業者であっても
指定下水道工事業者とは限りません**
※上水の指定だけでは
水洗化工事やトイレの詰まりの修繕はできません
・**必ず複数の指定工事業業者から見積書を取って
内容について十分な説明を受けて検討してください**
※見積りが有料となる場合もあります
※出張料や作業実費が別途必要な場合があります

